

公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(事務所)

第2条 県民会議は、主たる事務所を那覇市に置く。

2 県民会議は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 県民会議は、暴力団員による不当な行為（以下「不当行為」という。）を予防するための広報活動等を推進し、不当行為についての相談事業を行うとともに、不当行為の被害者の救援を行う等により、不当行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、安全で住み良い沖縄県の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 県民会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 不当行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の自主的な活動を助けること。
- (3) 不当行為に関する県民からの相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第2項の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること。
- (7) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (8) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。

- (9) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条に規定する少年指導委員に対して少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
- (11) 暴力団排除対策の調査研究
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業（事業年度）

第5条 県民会議の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 財産及び会計

（財産の種別）

第6条 県民会議の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第 172 条第 2 項に規定する県民会議の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）
- (2) その他、理事会で、基本財産とすることを決議した財産
- (3) 公益法人への移行日以後に不可欠基本財産及び前号の基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第7条 基本財産について県民会議は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により不可欠基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

（財産の管理・運用）

第8条 県民会議の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第9条 県民会議の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを

記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第10条 県民会議の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 県民会議は、第1項の定時評議会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第11条 県民会議が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 県民会議が重要な財産の処分又は譲受けを行うとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

（会計原則等）

第12条 県民会議の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 県民会議の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（定数）

第13条 県民会議に、評議員15名以上20名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任等)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。
- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項の規定に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後約3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会会长がこれに当たる。

- 2 評議員会会长に事故がある場合は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。
- 3 議長は、評議員会の議事を整理するものとする。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記

録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第29条 県民会議に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 次の者を一般社団・財団法人法（以下「法人法」という。）第197条において準用する法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事（以下「代表理事」という。）とする。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事

4 前項の専務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

2 理事長は、理事会において選定する。

- 3 監事は、県民会議の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、県民会議の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、県民会議を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、理事長1名を選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、理事の中から副理事長3名以内、専務理事1名を選定することができる。
- 4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 専務理事は、第4条第1項第9号に規定する事業に限り、代表理事としての職務を執行する。
- 6 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 県民会議の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があつた日

から 2 週間以内の日を理事会日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が県民会議の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって県民会議に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第 29 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第34条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行する役員にはその対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項の規定に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第36条 県民会議に名誉会長及び顧問 10 名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長は、沖縄県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 顧問は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 沖縄県議会議長
 - (2) 沖縄県公安委員会委員長
 - (3) 沖縄県警察本部長
 - (4) 沖縄弁護士会会长
 - (5) 沖縄県市長会会长
 - (6) 沖縄県町村会会长
 - (7) 理事長が推薦した者で、理事会及び評議員会の同意を得たもの
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
(名誉会長及び顧問の職務)

第37条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べること及び県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うことができる。

第2節 理事会

(設置)

第38条 県民会議に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。
(権限)

第39条 理事会は、この定款の別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、県民会議の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定並びに解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他県民会議の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（種類及び開催）

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故がある場合は、副理事長が議長の任に当たる。

（定足数）

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決にするところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 事務局

(設置等)

第49条 県民会議の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(暴力追放相談員)

第50条 県民会議の業務を推進するため暴力追放相談委員を置く。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) 会員名簿
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第58条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第 6 章 賛助会員

(賛助会員)

第52条 県民会議の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程による。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第56条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49

号。以下「公益認定法」という。) 第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第54条 県民会議は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(解散)

第55条 県民会議は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 県民会議が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第57条 県民会議が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 県民会議は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 県民会議は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第60条 県民会議の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 9 章 補 則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この規則は、平成30年6月18日から適用する。

以上は、公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議の現行の定款
に相違ないことを証する。

平成30年7月3日

公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議